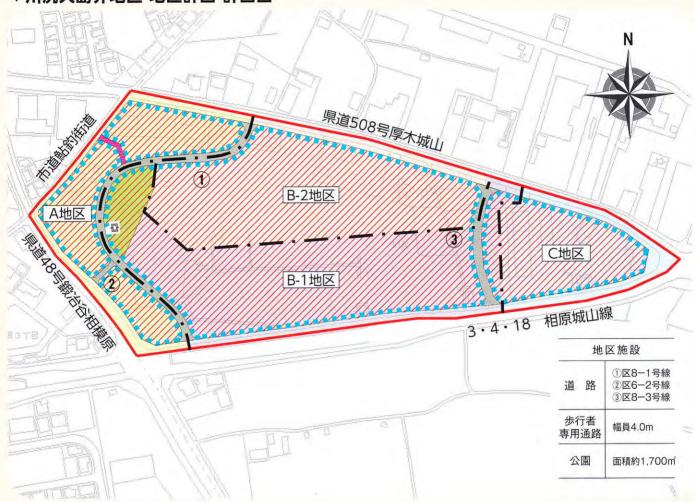
地区計画とまちづくり

川尻大島界地区は、都市計画道路 1・3・1号さがみ縦貫道路相模原インターチェンジから約 2 kmに位置していることから、新たな産業用地の創出に向けた土地利用を図るため、土地区画整理事業による基盤整備を行うとともに、地区計画の策定により、建築物等を計画的に誘導し、土地区画整理事業による整備効果の増進を図り、その維持及び保全することを目標にした地区計画が定められています。

このような地区計画の趣旨をご理解いただき、まちづくりへのご協力をお願いいたします。

▼川尻大島界地区 地区計画 計画図



● 地区の概要

地区計画区域

━・■ 地区の区分

A地区(準工業地域 200/60)

B-1地区(準工業地域 200/60)

B-2地区(準工業地域 200/60)

C地区(準工業地域 200/60)

●壁面の位置の制限

■■■ 道路境界線又は歩行者専用通路境界線から1m以上

隣地境界線から1m以上

かき又はさくの構造の制限

■■■ 生け垣又は透視可能なフェンス

● 地区施設

区画道路:区8 - 1 号線計画幅員 番号

歩行者専用通路

公園

川尻大島界地区 地区計画 決定事項

(平成25年3月29日 決定) (平成26年5月30日 変更)

	名	称	川尻大島界地区地区計画		
	位	置	相模原市緑区川尻字大島界、字山野、向原一丁目、向原二丁目及び向原三丁目		
	面	積	約 6.5ha		
X	地区計	- 画の目標	本地区は、都市計画道路 1・3・1 号さがみ縦貫道路相模原インターチェンジから約 2 kmに位置していることから、新たな産業用地の創出に向けた土地利用を図るため、土地区画整理事業による基盤整備を行うとともに、地区計画の策定により、建築物等を計画的に誘導し、土地区画整理事業による整備効果の増進を図り、その維持及び保全することを目標とする。		
域の整備・開	土地利	用の方針	地区の特性を考慮し、それぞれ次のように土地利用を誘導する。 (A地区) 土地区画整理事業による基盤整備の成果を活かした住宅地の形成を図る。 (B地区) 土地区画整理事業による基盤整備の成果を活かした産業系土地利用を図る。 (C地区) 沿道サービス施設の立地を図ると共に、既存の業務環境を保全する。		
発及び	地区整備	施設の	土地区画整理事業により、機能的な市街地の形成のための区画道路や、歩行者の利便性向上のための歩行者専用通路を整備するほか、潤いをもたらし、防災上の公開空地として利用できる公園を整備する。		
保全の方針	建築物等の整備方針		 土地利用の方針の実現に向けて、それぞれ次のように建築物等を誘導する。 (A地区) 建築物等の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、高さの最高限度及びかき又はさくの構造について制限する。 (B地区) 建築物等の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置及びかき又はさくの構造について制限する。 (C地区) 建築物等の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置及びかき又はさくの構造について制限する。 		
	緑化	の方針	緑豊かな市街地の形成を図るため、壁面の位置の制限によって生み出された空間については、緑化に努める。		

				区画道路8-	-1		幅員 8.0m 延長	約290m
				区画道路6-2		幅員 6.0m 延長約 30m		
			を設の び規模	区画道路8-	-3		幅員 8.0m 延長	約100m
				歩行者専用道	 通路		幅員 4.0m 延長	約 30m
2.7				公 園			面積約 1,70	0m²
地		地区	地区の 名 称	A地区	B-1地	N N	B-2地区	C地区
区		地区の区分	地区の 面 積	約1.3ha	約2.3	ha	約2.0ha	約0.9ha
整備計画	建築物等に関する事項		築物等の途の制限	る建築物は、建築 してはならない。 (1) ホテル又は旅 館 (2) ボーリング場、	るし(1) (2) (3) (4) ス泳ゴび練 クに ぱ的券車こも築は住共舎ホ ボケ場ルバ習カス類マち場発券れの物な宅同及テ ーー、フッ場ラそすーん、売売ら物ら 信びル リトス網テ オのるジご勝戸場に	よな 宅下又 ン場キ習ィ ケ他も々屋馬、そ類 映建い 、宿は グ、一場ン ボこのン、投場のす 画築 寄 旅 場、水場及グ ッれ 屋射票外他る 飲	びバッティング 練習場 (5) カラオケボッ クスその他これ に類するもの (6) マージャン屋、 ぱちんこ屋、射 的場、勝馬投票	るは、(1) (2) 宿 (3) 館 ボケ場ルバッと (4) スネゴび練カス類マち場の (4) スネゴび練カス類マち場の (5) クに であるが (6) ぱ り切り であるが (6) ぱ りゅう (6) ぱ りゅう (6) ぱ りゅう (6) ぱ りゅう (7) は いっぱん かっぱん かっぱん かっぱん かっぱん かっぱん かっぱん かっぱん か

 建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	(7) (8) 館に (9) 会に (10) (11) 築も のメる 展途のがトの げのもに床 1,トの学図そ類神そ類自自物の畜合一も店示に床 5ル 前る用の供面のを 頃建途です積0を館他る、他も教車属く床 1を 飲そるの方え で物供の部合方え で物供の部合方え で物供の部合方え で物供の部合方え で物供の部合方え で物供の部合方え で物供の部合方え で物供の部合方え で物は、ないがしまる 積方え に以す用分計メる	料クホれの (9) (10) 館に 教ら (13) 身ホれの (9) (10) 館に 教ら (13) 身ホれの (14) 夕施ら 自由 (17) から 学図そ類神会に病老体一ら 老一設に自自 (17) がのす 、この寺 本書そ類 福児のす 車車 イン他る 博れの 院この ム福他る セ厚この所建 トスこも 物ら にれの 、社こも ン生れの所建	クホれの(9)(1) 館に(1) 教ら(12)(13) 身ホれの(4) 夕施ら(15)(16) 乗も(17) の方え(18) フーらの学図そ類神会に病老体一らの老一設に自自物の畜合メる店示に床がのす。 この寺他も一者のす。社童他る教車庫が戻でがトの、です積がのす。 この寺他も一者のす。社童他も習庫す。面5を食の部合ン他る。 博れの にれの ム社こも ン生れの所建る 積平超 店用分計スこも	料クホれの (9) (10 (11) 教ら (12) 身ホれの (14) 夕施ら (15) (16) 築も の方え店ブルに 校書のす社そ類院人障ムに 人、そ類動動にを舎計一もよりのす。、こも寺他も 一者のす 祉童他も習庫す)面5をオン他る 博れの院この ム祖こも ン生れの所建る 積平超トスこも 物ら にれ へ祉こも ン生れの所建る 積平超
		150m²		500m²	
	建築物の敷地面積の最低限度	(1) 告示日において 適合しないもの又 して使用するなら を一の敷地として	のいずれかに該当する 、現に建築物の敷地 は現に存する所有権 ば当該規定に適合し 使用するもの 派出所その他これら	として使用されてい その他の権利に基づ ないこととなる土地	る土地で当該規定にいて建築物の敷地とについて、その全部

地区	建築	壁 面 の位置の制限	及び隣地境界線まで ただし、物置、車	これに代わる柱の面から道路境界線、歩行者専用通路境界線での距離は、1メートル以上としなければならない。 庫その他これらに類する用途に供する建築物で、高さが3メー軒の高さが2.3メートル以下のものについては、この限りで
整備計	建築物等に関する事項	建築物の高さの 最高限度	15m	
画		かき又はさくの 構 造 の 制 限		を又はさくの構造は、生け垣又は透視可能なフェンスとする。 らの高さが 0.6 メートル以下の部分及び門等の出入口の部分に でない。

「区域、地区の区分、地区施設の配置、壁面の位置の制限及びかき又はさくの構造の制限は計画図表示のとおり」

地区計画概要

建築物の用途の制限

●地区整備計画をご覧ください。(A地区・B-1地区・B-2地区・C地区共通)

敷地面積の最低限度

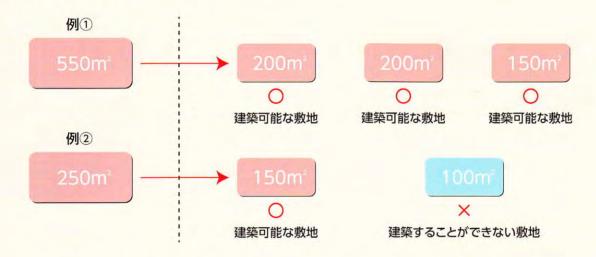
●敷地面積の最低限度は以下のとおりです。

地区名	最低敷地面積
A地区	150m²
B-1 地区	
B-2 地区	500m²
C地区	

【適用除外(建築可能となる敷地)】

- ①地区計画の都市計画決定以前から敷地面積の最低限度に満たない 敷地で、その全部を一の敷地として使用するもの
- ②公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物 として使用する土地

〈A地区の場合〉

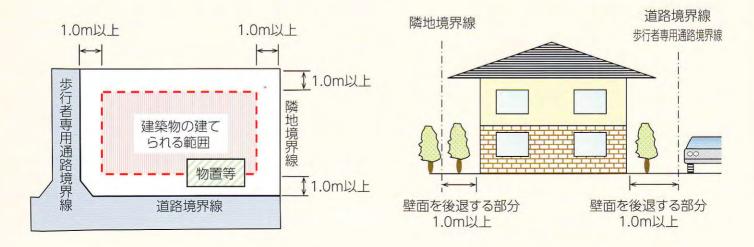


壁面の位置の制限

●建築物の壁や柱の面は、道路境界線、歩行者専用通路境界線および隣地境界線から 1.0m以上後退します。

【適用除外(後退部分に建築可能なもの)】

物置、車庫その他これらに類する用途に供する建築物で、高さが3m以下で、かつ、軒の高さが2.3m以下のもの



建築物の高さの最高限度

●建築物の高さの最高限度については、 以下のとおりとします。

地区	最高の高さ
A地区	15m
B-1 地区	
B-2 地区	
C地区	

かき又はさくの構造の制限

●道路に面してかき又はさくを設ける場合には、次に掲げるものとしております。なお門柱などの出入口部分は、 適用されません。

